

議案才四七号

三朝町税条例の一部を改正する条例について
三朝町税条例の一部を別紙のとおり改正する

昭和四十年七月九日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年七月九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



昭和四十年三朝町条例第二十一号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例(昭和三十三年三朝町条例第一号)の一部を次のように改正する

第二十三条第三項中「法人税法第一条第三項において法人とみなされる」を「令第四十七条の規定する収益事業

を行なうもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む)」に改める。

第二十四条第二項中「前得税法」と「旧前得税法(昭和二十二年法律第二十七号以下「前得税法」という。)

に改める。

第三十四条の三第一項の表を次のように改める。

一五万円以下の金額	百分の三、〇
一五万円をこえる金額	四、五
四十万円を	六、〇
七十万円を	七、五
百万円を	九、〇
百五十万円を	一〇、五
二百五十万円を	一二、〇
四百万円を	一三、五

六百万円をこえる金額	百分の一五〇
千万円を	一五五
二千万円を	一八〇
三千万円を	一九五
五千万円を	二一〇

第三十六条の二第四項中「第五号の五様式又は施行規則第五号の様式」を「第五号の四様式又は第五号の五様式」に改める。

第四十八条第一項中「及び第六項」と「第六項及び第八項」に改める。

同条第三項中「第七項を」「第六項」に「第四項」を「第三項」に改める。

第五十条第三項中「第七項」と「第六項」に「第四項」を「第三項」に改める。

第五十四条第六項を次のように改める。

6. 公有水面埋立法第三十三条の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下本項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第四十二条第三項の規定による政令通知前の埋立地等に限る。以下本項において同じ。）に工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に因りて使用されているものを除く。）については、このりの埋立地等をもつて土地とみなし、このりの埋立地等のうち、都道府県、市町村

特別区、これらの組合、賦産区及び地方開発事業団（以下本項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第三十三条の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし都道府県等が同条の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等と都道府県等又は国以外の者に使用せしめる場合に限り当該埋立地等を使用する者（土地改良法第八十七条の二第一項の規定により同又は都道府県等が行なう同項第二号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第四十九条に規定する者を除く。）をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなす。

外ならず。

第五十七条中「児童福祉施設」の下に「老人福祉法による老人福祉施設」と加えり。

第八十七条第一項中「申告書」の下に「及びその者の住所を証明すべき書類」と加えり。

第九十条第二項中「十日」と「七日」に改めり。

第九十一条第二項中「第八十一条」と「第八十条第二項但し書及第八十一条第二号」に改めり。

第九十九条第一項中「第八項」と「第九項」に「地方税法施行令」と「令」に改めり。

第一百五十一条第一項中「第八項」と「第九項」に改めり。

第一百十條中「第四百八十九條」の下に「第一項から第三項まで、第九項から第十二項まで」と加え

「第八項」と「第九項」に改めり。

附則

(施行期日)

この条例は公布の日から施行する。

(適用)

この条例による改正後の町条例(以下「新条例」という)の規定中個人の町民税に關する部分は、昭和四十年度分の個人の町民税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

新条例の規定中法人の町民税に關する部分は、昭和四十年四月一日の属する事業年度分の法人の町民税額が同日以後の解散又は合併による精算所得に対する法人税額に係る法人の町民税(清算所得に対する法人税を課せられる法人の清算中の事業年度に係る法人税額を、残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の町民税を含む。以下同じ)から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の町民税が同日前の解散又は合併による精算所得に対する法人税額に係る法人の町民税について、なお従前の例による。

法人の昭和四十年四月一日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の町民税に係る改正法による改正前の地方税法第三百三十一条の八第一項及び第三項(法人税法(昭和二十二年法律第十八号)第十九条又は、第二十條の規定に係る部分に限る)の規定による申告納付の期限が、同日前であるときは、当該法人がこれらの規定により申告納付した、又は申告納付すべきであつた法人の町民税については、なお従前の例による。

よ 法人の昭和四十年四月一日の属する事業年度が六月をこえる場合において当該法人の当該事業年度分の法人の町民税に係る改正法による改正後の地方税法第百三十一條の八第一項（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一條第一項の規定により提出すべき法人税の申告書（同法第七十二條第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く）に係る部分に限る）の規定による申告納付の期限が同日以後であるときは、当該法人の町民税に対する 第三十四條第六の規定の適用については、同条中「百分の一、一」とあるは「百分の九、七」とする。

ろ 新条例第五十四條第六項の規定は、昭和四十一年度分の固定資産税から適用し、昭和四十年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

ハ 昭和四十一年度分等の個人の町民税に関する特例（昭和四十一年度分等の個人の町民税に限り第三十三條第二項の規定の適用については、同項中「第十七條」とあるのは「第十七條及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八條の三」とする。

ニ 昭和四十一年度分の個人の町民税に限り第三十六條の二第六項の規定の適用については、同項中「所得税法第六十二條第一項」とあるのは「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六條第一項又は第三項」とする。

ホ 昭和四十一年度分の個人の町民税に限り第四十四條第四項及び第四十五條第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得税法第三十八條第一項」とあるのは「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百八十三條」とする。